



2024年5月9日放送（2023年4月6日の再放送）

## がん薬物療法に対するかかりつけ薬剤師・薬局の役割

日本臨床腫瘍薬学会 副理事長  
有限会社つくし薬局 代表取締役 大塚 昌孝

日本臨床腫瘍薬学会（通称 JASPO）は病院、薬局、大学、製薬企業に所属する薬剤師やがん関連領域に関わるすべての人々が連携・協力し合うとともに、がん薬物療法に関する学術研究の進歩や科学的根拠のあるがん薬物療法の開発・普及により、最善の治療効果の実現、副作用の軽減、重篤な健康被害の未然防止を図り、がん医療の発展や公衆衛生の向上に寄与することを目的とした会員数 5,000 名を超える学会です。

現在会員のうち約 1,500 名が保険薬局薬剤師となっていて、専門医療機関連携薬局の認定要件の一つとなっている外来がん治療専門薬剤師の認定制度も行っています。

さて、日本人の 2 人に 1 人が、がんと診断される現在、がんは身近な疾患となっています。がん治療は日々進歩しているものの、がんと告知をされ、治療を受ける患者やその家族は、治療や副作用、将来への不安など様々な問題を抱えながら治療と向き合っています。

その気持ちに寄り添い、支え、不安を少しでも和らげることが薬剤師にも問われています。

近年の抗がん剤治療においては外来での通院による治療が主体となっています。かかりつけ薬剤師・薬局による副作用マネジメントや、患者の服薬状況の共有、治療に対する不安の軽減などの積極的な取り組みは、患者にとって多くのメリットをもたらし、患者の安心・安全ながん薬物療法の継続に寄与すると考えられます。

当学会のかかりつけ薬剤師・薬局のがん薬物療法に関する業務指針ワーキンググループでは、抗悪性腫瘍薬を頻繁に受け付けていない保険薬局の薬剤師が、適切に業務を遂行できるための一助として「かかりつけ薬剤師・薬局におけるがん薬物療法に関するガイダンス」を作成しています。

ガイドンスでは、

**第一章**は保険薬局において処方箋を扱う流れの中、抗悪性腫瘍薬の処方箋を取り扱う上で注意すべき点や行うべき事項を盛り込んでいます。

**第二章**は、2016年～2021年の学術大会にて発表された、保険薬局でのがん薬物療法において参考となる事例をワーキンググループで抜粋し、発表時のポスターの内容と使用しているツールを掲載しています。

**第三章**は、がん患者の目線から捉えた薬剤師という存在を明らかとするために、がん患者への調査という視点で薬剤師によるがん薬物療法の評価について考察しています。

本日は第一章における抗悪性腫瘍薬を扱う上で注意すべき点や行うべき事項に関して、WGメンバーであるがん専門薬剤師・外来がん治療専門薬剤師が実際にどのような点に気を付けて調剤するかをガイドンスから抜粋してお話しします。

### 処方箋受付において

処方箋受付時には、適切な保険調剤を行うため、処方箋とともに健康保険証やお薬手帳等の服薬情報を確認する必要があります。また、高額な治療を行っていることも多いため、健康保険証以外にも公費の受給者証や限度額認定証の有無など会計に関する内容も確認する必要があります。オンライン資格確認やマイナンバーカードの保険証利用を行うことで患者が加入している医療保険、自己負担上限額の確認や薬剤情報・特定健診等の情報を閲覧することができます。さらにはがん治療患者においては、適切な薬物治療を支援するための情報として、治療の経過を記載した日誌や病院が発行している情報提供書など、治療に関する情報が載っているものは可能な限り確認することが望ましいとされます。ジェネリック医薬品への変更については、希望された場合でも先発品との適応の違いや名称変更によるアドヒアランス低下には注意が必要です。

また残薬や体調変化についても確認し、抗悪性腫瘍薬や支持療法薬の飲み忘れ、飲み残しや服用状況についても確認することが望ましいとされます。

### 処方監査において

抗悪性腫瘍薬は、「ハイリスク薬」とされます。休薬期間がある薬剤や、レジメン・適応症によって投与量や休薬期間が異なる場合等も多いので特に注意が必要とされます。患者の状態に応じて投与量に変更となる場合も多いので、薬歴等も十分に活用します。

#### 【抗悪性腫瘍薬の処方監査時のチェック項目例】

- ・ 薬剤名・用法・用量・投与期間・休薬期間・レジメン・検査値・病名・薬物相互作用
- ・ 支持療法薬の有無・お薬手帳・治療の経過を記載した日誌等を活用します。

## 疑義照会において

処方監査および患者（または患者の介護者等）から聞き取った内容を基に処方内容に疑義があった場合は疑義照会を行います。医療機関で点滴治療等を行っている場合も多いため、患者が実施しているレジメン内容を把握したうえで疑義照会を行うことが望ましいとされます。また、ホームページ等で抗悪性腫瘍薬の治療内容等に関して情報公開を行っている医療機関が増えてきているため、応需する医療機関の情報は日頃から確認を行います。

抗悪性腫瘍薬を含む処方箋の疑義照会時の留意事項例をあげます。

- ・医療機関の薬剤部門が疑義照会の窓口になる場合もあるため、患者背景なども含めた疑義の要点を説明できるようにしてから実施します。
- ・支持療法薬に関する疑義照会は、具体的な対応策（処方提案等）を予め考えたうえで実施します。
- ・次回の来院時の対応でも問題ないと考えられる内容の場合には、いわゆるトレーシングレポートによる情報提供も考慮します。
- ・照会内容及び照会結果は、適切に記録し、調剤後のフォローアップに活用できるようにします。

## 薬剤交付における情報提供と指導について

医療機関での説明と齟齬がないように、連携充実加算に係る情報提供書や、退院時薬剤情報管理指導料に係る情報提供書、治療に関する説明書やパンフレット等をもらっていないか確認し、どのような説明を受けているか確認することが重要です。どの程度説明すべきか迷う場合などは、必要に応じて RMP（リスクマネジメントプラン）に基づく患者向け資料など、製薬企業等が作成した資料も活用しながら情報提供を行います。また、抗悪性腫瘍薬の服薬スケジュール、副作用発現時の対応、支持療法薬の使用法等、指導した内容を患者が理解できているか確認を行うことも重要です。

## 個人情報の管理について

抗悪性腫瘍薬は、バイオマーカーに応じた治療開発が進み、近年ではがん遺伝子の異常を標的とする薬剤も増えてきています。がん遺伝子の異常を標的とする医薬品を投薬される患者では、家系にがん遺伝子異常を持つ可能性も否定できません。そのため、がん治療に関わる患者情報の管理（処方箋や薬歴、お薬手帳、薬剤情報提供書等）には、特に注意を払う必要があると考えられます。また、医療機関から交付されている情報提供書にもがん遺伝子異常に関する情報が含まれていることもあるため、その取扱にも注意を払う必要があります。

そのような観点から、抗悪性腫瘍薬に関連する服薬指導を行う際は、可能な限りプライバシーを保てる落ち着いた環境で対応することが望ましいとされ、プライバシーに配慮した

設備が整っていない場合には、音量を必要最小限に抑える等、他の患者等に聞こえないような配慮も行う必要があります。

### 投薬後の患者フォローアップについて

薬機法等の改正により、調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務が明確化されています。

抗悪性腫瘍薬は、その薬剤の特性から考えて有害事象の発現する可能性が高い薬剤といえます。また、外来治療の場合は、入院治療と異なり患者は自ら支持療法薬を用いる等、抗悪性腫瘍薬の副作用の予防や対処を行わなくてはなりません。以上のような理由から次回来局までの間に患者フォローアップを行う意義は大きいと考えられます。

抗悪性腫瘍薬使用中の患者フォローアップの主な目的としては、服薬状況・体調変化の確認、有害事象モニタリング、支持療法薬の適切な使用の支援、患者の不安感の軽減などが考えられます。

患者フォローアップの手段は、対面、電話、また SNS 等の ICT の活用が挙げられますが、「フォローアップの目的に照らして手段が適切か」、「双方向性が維持されているか」、といった視点で手段を選択することが重要です。ICT を用いる場合は個人情報保護の観点からセキュリティに対する配慮が必要です。

### 当該医療機関への情報提供について

医療機関への情報提供方法には、直接電話で医師や薬剤師に情報提供する方法と、文書等で提供する方法があります。適正使用ガイド等を参考に、休薬・減量基準に該当する疑いがある有害事象が発現している場合や、有害事象により治療継続が困難と判断した場合は直接電話等で迅速に報告し、医師に緊急受診や抗悪性腫瘍薬の休薬を含めた判断を仰ぐ必要があります。それ以外の緊急性は高くないが、医療機関と共有すべき情報がある場合は、文書等により医療機関へ情報提供を行います。医療機関へ情報を提供する場合、予め医療機関と報告手順、文書の受け入れ方法、報告内容のフォーマット等を定めておくことが望ましいとされます。

### 保険薬局と病院との連携について

2019 年には薬機法の一部改正する法案が公布され、新たに薬局認定制度として、高度薬学管理機能を踏まえた専門医療機関連携薬局が導入されています。

専門医療機関連携薬局は医療機関との会議への定期的な参加、抗悪性腫瘍薬の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備等、医療機関との密な連携が求められていますが、連携には薬局と医療機関双方の協力、理解が必要であることは言うまでもありません。

また、比較的連携を行いやすい駅前薬局だけでなく、患者が利用する地域の薬局に対して、抗悪性腫瘍薬を適切に調剤、交付するための情報や、薬局で薬剤を交付後の服用状況を共有

する仕組み、システムを構築することが重要です。

以上のような点を注意することで、かかりつけ薬剤師・薬局が安心・安全ながん薬物療法に寄り添い支えていくことが出来ると思います。

不動在庫になる心配や緊急時の対応など数々の課題はあるかと思いますが、地域で連携して乗り越えていく必要があるでしょう。

ガイダンスは会員外でも閲覧できますので学会の HP よりアクセスしていただき自身の地域や施設において参考にされ、かかりつけ薬剤師・薬局における安心・安全ながん薬物療法の一助にしていただけましたら幸いです。